

社会福祉法人パトリア 特別養護老人ホームアミーキ
「ユニット型短期入所生活介護」（ショートステイ）重要事項説明書

＜令和 6 年 10 月 1 日改定＞

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第 1072800509 号)

当事業所は利用者様に対してユニット型短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定申請後に認定の下りていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	7
6. 協力医療機関	8
7. 個人情報の使用について	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 パトリア |
| (2) 法人所在地 | 群馬県伊勢崎市磯町 435-1 |
| (3) 電話番号 | 0270-20-2121 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 美 原 樹 |
| (5) 設立年月 | 平成 15 年 10 月 15 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | ①指定短期入所生活介護事業所
平成 16 年 11 月 19 日指定
群馬県 1072800509 号
②指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成 18 年 4 月 1 日指定
群馬県 1072800509 号 |
|------------|--|

※当事業所は特別養護老人ホームアミーキに併設されています。

- | | |
|------------|---|
| (2) 事業所の目的 | 在宅介護を受けている方が、介護者の都合等により、在宅において介護ができない時に、一時的にご利用頂くところです。 |
|------------|---|

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホームアミーキ
 (4) 事業所の所在地 群馬県伊勢崎市磯町 435-1
 (5) 電話番号 0270-20-2121 ファックス 0270-20-2197
 (6) 施設長（管理者）氏名 加 藤 綾 子
 (7) 当事業所の運営方針
 1. 利用者様と馴染みの関係で、個々の生活ニーズに応じたケアを創り提供します。
 2. 全ての職員は、その専門性を活かし、かつ共働して安心できる生活を明るく支援します。
 3. 常に新しい情報を取り入れ、地域のニーズに応え、施設の特色を活かした生活とサービスを提供します。
 4. そして利用者様の生きる力を強めます。
 (8) 開設年月 平成 16 年 11 月 19 日
 (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

- (10) 利用定員 10 人

- (11) 居室等の概要

完全個室にて、在宅に近い居住環境で、利用者様一人ひとりの個性・生活のリズムに沿い、また、他人との人間関係を築きながら日常生活を送っていただけるよう、設備を整えました。

ユニットの設備	室数	備考
居室（1 人部屋）	10 室	トイレ・ナースコール・エアコン・洗面台 クローゼット・ベランダ等完備 洋室・和洋折衷室
リビング	1 室	共同生活コーナーとして利用
ダイニング	1 室	キッチン完備
浴槽	1 室	個室外

ユニット外の設備	室数	備考
相談室	2 室	
大浴室等	2 室	特殊浴槽（機械浴等）・大風呂
医務室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者様に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者様やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

- ・居室（個室）には、トイレ・エアコン・洗面台・クローゼット・ベランダ等を完備しております。
- ・居室外リビング（共有）はいつでもご利用いただけます。
- ・ダイニングその他共有スペースはご自由にご利用いただけます。
- ・各ユニットに浴槽（共有）を完備しております。（リフター完備）
- ・利用者様ご親族が利用者様の個室に宿泊を希望される場合は、担当介護職員にご相談下さい。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して（介護予防）指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算
1. 施設長（管理者）	1 名
2. 介護職員	18 名以上
3. 生活相談員	1 名以上
4. 看護職員	2 名以上
5. 機能訓練指導員	1 名
6. 介護支援専門員	1 名
7. 医師（嘱託）	0.1 名以上
8. 管理栄養士	1 名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火曜日 9：30～11：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 6：30～15：30 3 名 日勤 9：30～18：30 2～3 名 ※ 6 ユニット＝12 名～18 名 遅番 11：00～20：00 3 名 夜勤 17：30～ 9：30 3 名
3. 看護職員	日勤 8：30～17：30 1 名 遅番 9：30～18：30 1 名

☆日曜日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者様の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者様の自立支援のため離床してダイニングにて食事をとっていただくことを原則としています。ご希望があれば自室での食事も可能です。

(食事時間) ※あくまでも目安の時間でございます。利用者様個別のペースに合わせご希望の時間に提供させていただきます。ただし、食物ですので大幅な時間延滞が生じた場合は廃棄させていただく場合がございます。

各ユニットにてご用意いたします。

朝食・8:00～

昼食・12:00～

夕食・18:00～

②入浴

- ・入浴は利用者様のご希望に応じ、その都度対応させていただきます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ご希望により各ユニットに設置いたしております個浴用浴槽をご利用いただけます。
- ・入浴前に体温測定を行いますが、状態によっては入浴を中止し、清拭にて代替させていただきます場合がございます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- * 全室ウォシュレット付トイレを完備しております。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師または看護師職員が、利用者様の健康状況に注意し、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

当施設が提供する上記サービスについて、利用料金が介護保険から給付されるサービスと利用料金の全額を利用者様に負担いただくサービスがございます。

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

* 入浴、排泄、機能訓練、健康管理、その他自立への支援については、利用料金の大部分（7～9割）が介護保険から給付されます。

〈サービス利用料金（ショートステイ：1日あたり）〉（契約書第7条参照）

利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者様の要介護度、負担割合に応じて異なります。）

☆介護費

1単位 10.17円

- ・ 要支援1：529単位
- ・ 要支援2：656単位
- ・ 要介護1：704単位
- ・ 要介護2：772単位
- ・ 要介護3：847単位
- ・ 要介護4：918単位
- ・ 要介護5：987単位

〈加算要素について〉

利用者様の必要に応じ、送迎・療養食のご支援をいたします。

尚、夜間看護体制加算は皆様より別途申し受けますので、あらかじめご了承ください。

☆加算要素

- ・ 送迎加算：184単位（片道）
- ・ 長期利用者減算：31日～60日 介護費より1日 -30単位
61日以降 介護費より1日 -32単位
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅰ：22単位（1日）
- ・ 夜勤職員配置加算Ⅱ：18単位（1日）（要介護の方のみ）
- ・ 生産性向上推進体制加算Ⅱ：10単位（1ヶ月）
- ・ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：所定単位数に14%をかけた単位数

☆利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

* 以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食費

料金：1日あたり1,883円

（食費内訳…朝食 573円・昼食 680円・夕食 630円）

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、食費の負担額が軽減されます。

＜減額後の利用者負担額＞

- ・利用者負担第3段階②：1,300円
- ・利用者負担第3段階①：1,000円
- ・利用者負担第2段階：600円
- ・利用者負担第1段階：300円

②美容

〔美容サービス〕

ご希望により、美容師の出張による理髪他サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1,500円～ ※第2・第4金曜日（予定）

③レクリエーション等

利用者様の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

（記録の閲覧・交付についての申請書の記入をお願いします）

1枚につき：10円

⑤諸費用の実費負担

i) 日常生活品の購入代金等、利用者様の日常生活に要する費用で、利用者様に負担いただくことが適当である場合には実費を徴収させていただきます。

ii) 事務処理に係る費用

請求書の郵送等、利用者様の希望により費用が発生する場合は実費をご負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥滞在費

当施設は（介護予防）ユニット型短期入所生活介護事業所として基準を満たしております。つきましては滞在費といたしまして別途ご費用の負担をお願いいたします

料金：1日あたり2,680円

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、滞在費の負担額が軽減されます。

＜減額後の利用者負担額＞

- ・利用者負担第3段階②：1,370円
- ・利用者負担第3段階①：1,370円
- ・利用者負担第2段階：880円
- ・利用者負担第1段階：880円

⑦その他

生活保護を受給されている方は、お申し出ください。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（2）、（3）の料金・費用は、月末締めで翌月の 10 日より請求書を発行いたしますので、25 日位までにいずれかの方法でお支払い下さい。銀行引き落としの場合は、毎月 25 日（休日に当たる場合は翌日）に指定口座（群馬銀行、東和銀行、群馬県内の信用金庫、JA バンク等）から自動引き落としとさせていただきます。手数料初回 350 円、翌月より 250 円ご負担頂きます。この場合、領収書は翌月の請求書発行時に合わせてお渡しいたします。

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振込
東和銀行 伊勢崎支店 普通預金 3046160
ウ. 指定口座銀行からの自動引き落とし

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

○利用予定期間の前に、利用者様の都合により、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日午後 5 時 30 分までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日午後 5 時 30 分までに申し出がなかった場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、当日に利用者様が体調不良となった等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後 5 時 30 分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後 5 時 30 分までに申し出がなかった場合	当日の介護サービス費の 1 割 （自己負担相当額） 食費 1,883 円 居住費 2,680 円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者様に提示して協議します。

○利用者様がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

○請求書には医療費控除対象額を記載しておりますので、確定申告の際にご活用ください。

5. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 0270-20-2121

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

午前 8：30～午後 5：30

また、ご意見箱を事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市役所 介護保険課	所在地 群馬県伊勢崎市今泉町 2 丁目 410 電話番号 0270-27-2744
前橋市役所 介護保険課	所在地 群馬県前橋市大手町 2 丁目 12-1 電話番号 027-224-1111

桐生市役所 長寿支援課	所在地 群馬県桐生市織姫町 1-1 電話番号 0277-46-1111
みどり市役所 介護高齢課	所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 電話番号 0277-76-0974
国民健康保険団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町 335-8 電話番号 027-290-1323 受付時間 9:00~17:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 群馬県前橋市新前橋町 13-12 電話番号 027-255-6669 受付時間 9:00~17:00

6. 協力医療機関

美原記念病院	所在地 伊勢崎市太田町 366 電話番号 0270-24-3355 (神経内科・脳神経外科・整形外科・内科・外科 リハビリテーション科・放射線科)
はが歯科医院	所在地 群馬県前橋市高花台 1-9-2 電話番号 027-269-3055

7. 個人情報の使用について（契約書第 11 条参照）

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) 法人内部での利用者等に関する事項

- ① 当法人事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る事業所等の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退居の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事項

- ① 当法人事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・ 病院・診療所・保険薬局・訪問介護ステーション・介護サービス事業所等との連携
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 法人内部での利用者等に関する事項

① 当法人の管理運営業務のうち

- ・ 財団法人脳血管研究所関連施設（美原記念病院・介護老人保健施設アルボース・訪問看護ステーショングラチア・在宅介護支援センターみはら・居宅介護支援事業所みはら）、美原診療所、社会福祉法人パトリアの事業所間で、この利用目的の範囲内での介護および診療情報共有等
- ・ 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ・ 当法人事業所内部において行われる学生・ボランティア・消防職員等の実習への協力
- ・ 当法人事業所内外部において行われる事例研究等

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事項

① 当法人の管理運営業務のうち

- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしません。

※使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 3903.766 m²
- (3) 事業所の周辺環境

四季折々の自然に囲まれ、春には南に接する磯沼に桜が咲きほこり夏には蓮が咲き、また東側には多くの小菊が咲き秋を満喫させてくれます。お部屋に関しましては、全室ベランダに通ずる大きな窓を配し、十分な採光を確保しております。

2. サービス利用中の体調管理について

看護職員を中心とし、ご利用中の健康管理、持参されたお薬の管理等を行います。ご利用中に明らかな体調の変化が見られた場合には、利用を中止していただく場合もあります。また、インフルエンザ等の感染症を発症している場合には、利用をお断りする場合があります。

3. その他

喫煙について

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。ご理解とご協力をお願いいたします。

＜第三者評価事業＞

- ・ 当事業所は、福祉サービス第三者評価事業の評価を受審しておりません。